

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成30年3月19日
資料1

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1~7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13~28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

社会福祉法百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン (P29～52)

1 市町村地域福祉計画 <P29～42>

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29～33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画 <P43～52>

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43～47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢

(3) 支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

平成30年3月19日（月）

わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料2

【1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

優先

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
福祉総合相談窓口の設置【新規】	福祉部局、企画政策課	設置なし	設置あり	設置あり	設置あり	設置あり	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。	○生活困窮者等の相談窓口として、「くらしサポート窓口」の継続設置。（相談者数：217人/月）	引き続き「くらしサポート窓口」を開設。
地域たすけあい相談員の配置【新規】	社協	0地区	一地区	一地区	一地区	9地区	担当相談員の増員に向けて、引き続き募集を行う。	◎4区（野方、南ヶ丘、香久山、東山）、3自治会（御岳、日進グリーンハイツ、日進ニュータウン）にて地域課題の解決に向けて、支援を行った。小学校区での専任の相談員は配置できていない。	地域課題の解決方法の地域へ提案し、全地域に配置ができるよう地区に働きかけていく。
地域での座談会等開催回数	地域福祉課、社協	14回	50回	71回	71回	95回	引き続き座談会を実施し、地域のニーズに合った支援等について協議。	◎南ヶ丘区、御岳自治会において、「住民同士による見守り」をテーマに年度内に住民座談会を予定している。	地域課題を解決に向けたテーマについて話し合う機会を設けていく。
区・自治会での協働組織の設置	地域福祉課、社協	2か所	2か所	2か所	2か所	19か所	関心の高い地域等を重点に、設置に向けた地域調整を実施。	◎活動を希望する区に出向き、活動の検討や先進地視察等を行ったが、まだ設置には至っていない。	引き続き活動を検討する地区を支援し、関心の高い地域等を重点に、設置に向けた地域調整を実施していく。
生活支援コーディネーターの配置人数【新規】	地域福祉課	0人	0人	5人	5人	3人	必要に応じて生活支援コーディネーターの活動支援を検討。	○第1層（市全域）2名、第2層（市内3包括圏域）3名を配置した。 ◎社協にて第1層を受託。	必要に応じて生活支援コーディネーターの活動支援を検討。
地域たすけあい会議の設置【新規】	地域福祉課、社協	0か所	0か所	0か所	0か所	9か所	引き続き座談会を実施し、地域の要望に応じて説明会を実施。	●小学校区に対する設置目標について、日常生活圏域や行政区等の区域設定と比較し、求められる役割を再確認する。	生活支援体制整備事業に関連し、第2層協議体と役割を明確にし設置検討を進める。

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

◎

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
横断的な専門部署の個別ケア会議の開催【新規】	地域福祉課、介護福祉課、子育て支援課、健康課、生活安全課、学校教育課、収納課、社協	未実施	実施	実施	実施	実施	生活困窮者自立支援事業支援調整会議の充実。相談体制の連携及び強化を検討。	●地域福祉課を中心に、関係課及び関係機関を招集し、生活困窮者自立支援事業支援調整会議を定期開催した（9回）。また必要に応じて、支援者の状況に応じて、必要な機関と連携し、個別ケア会議を実施した。	引き続き生活困窮者自立支援事業支援調整会議を開催し支援の充実を図る。
生活困窮者等に関する研修会開催回数【新規】	社協	0回/年	4回/年	0回/年	2回	1回/年	関係機関との事業協働を行う中で、協力者の開拓を行う。	◎愛知県社協が行う市町村社協個別支援事業の助成金を利用し、各種団体と協力して、学習支援事業に関する勉強会(11/25)とワークショップ(1/21)を開催した。	生活困窮者等の事業についての研修を通じて各種団体や市民の意識を啓発し、支援の担い手の確保を目指す。
当事者交流会の場づくり	地域福祉課、社協	3か所	3か所	5か所	6か所	5か所	民間支援団体と協議を行う中で、必要に応じた支援体制の構築を目指す。	◎介護者のつどい、認知症カフェ、すばる、いちばん星の図書室、ラポールラボに加え、肢体不自由の方の子育てを支援するため、気軽に集まれ、おしゃべりできる交流の場「しゃべり場」の構築支援を行った。	◎民間支援団体や当事者と協議を行う中で、必要に応じた支援体制の構築を目指す。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

平成30年3月19日（月）

わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料2

【2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
生活保護世帯の就労率	地域福祉課、社協	69%	83%	100%	100%	75%	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。	● 支援員による定期的な面談や情報提供を行い、安定した生活に向けた自立支援を行った。	引き続き、自立に向けた支援を実施。また、生活困窮者自立支援事業を推進することにより、生活保護を受給する前に就労できる環境を支援。

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
◎ 見守り活動養成人数	地域福祉課、社協	4,193名	5,258名	5,875名	6,246名	5,500名	引き続き、各種養成講座を開催。	○ 認知症サポーター養成講座を市全域や行政区単位で積極的に開催し344名が修了された。 ◎ 傾聴V養成講座、精神保健福祉V養成講座を開催した。その他、災害Vco養成講座を開催予定。 ◎ 御岳地区にて「まちの守り人養成講座」を開催予定。	引き続き、各種養成講座を開催。
子ども110番登録戸数	学校教育課	548戸	531戸	524戸	513戸	600戸	教育委員会と学校を中心として啓発を行う。	○ 新規登録者のところへは学校から先生が直接出向き、通学路こども110番の家として適切な場所であるかを確認した上で、子供達の安全のための協力をお願いをし、看板をお渡ししている。 ○ 子供たちから感謝の手紙を渡した学校があり、看板設置者からも喜びの声をいただいた。	教育委員会と学校を中心として啓発を行う。
認知症高齢者徘徊模擬訓練実施回数	地域福祉課	0回/年	0回/年	0回/年	1回/年	2回/年	五色園にて開催予定。認知症への理解促進を深め、徘徊模擬訓練など地域における取組促進を図る。	○ 地域に出向き、地域における認知症支援策について協議を行い、地域内の支援体制を構築した後、五色園にて実施。	認知症への理解促進を深め、徘徊模擬訓練など地域における取組促進を図る。
防災訓練実施回数	危機管理課	2回/年	2回/年	2回/年	1回/年	2回/年	防災訓練は地域主体で行われるようになってきたため、今後は避難所の開設・運営訓練に移行していく。	○ 自主防災組織等を対象とした避難所開設・運営訓練を実施した。平成30年1月27日日進中学校にて、300名が参加した。	指定避難所一ヶ所で地域住民を対象とした避難所開設・運営訓練の実施。
地域の自主防災組織数	危機管理課	32団体	36団体	38団体	38団体	35団体	設立されていない区域に対して、自主防災組織設立への支援を行う。	○ 自主防災組織の活動支援を行った。	設立されていない区域に対して、自主防災組織設立への支援を行う。
地域の自主防犯組織数	生活安全課	26団体	28団体	30団体	30団体	29団体	相談があった団体への設立支援等を予定。	○ 愛知県自主防犯団体の補助金交付について支援を行った(五色園・南ヶ丘) ○ 愛知県防犯ボランティア養成講座を長久手市と日進市で合同開催した。	愛知県防犯ボランティア養成アカデミーなどの開催を行うことで、ソフト面を支援し、現状ある団体についても活性化を図る。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

平成30年3月19日（月）

わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料2

【3】協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
地域での座談会等開催回数	再掲	14回				95回			
災害時要援護者数	危機管理課	1,124人	1,079人	1,071人	1,070人	1,370人	引き続き、民生委員児童委員や地域の協力を得ながら、災害時要援護者の把握、登録を行う。	○ 区長、民生委員児童委員の協力を得ることができた。	引き続き地域の協力を得ながら災害時要援護者の把握、登録を行う。
高齢者世帯福祉票登録世帯数	地域福祉課	906世帯	936世帯	980世帯	963世帯	1,150世帯	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。	○ 民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。	民生委員児童委員等を通じた啓発を、引き続き行う。
民生委員児童委員による赤ちゃん訪問の割合	健康課	98%	96.7%	97.5%	99.5%	100%	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。	○ 生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭に地域の民生委員と主任児童委員が訪問し、子育て支援情報等をお届けした。	引き続き訪問を実施し、要支援家庭を把握した場合に早期に適切な支援を行っていく。
福祉事業者交流会開催回数【新規】	地域福祉課、社協	0回/年	3回/年	3回/年	6回/年	2回/年	引き続き、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置。	○ 生活支援体制の整備を進めるため、NPO、ボランティア、介護事業者等生活支援サービスの担い手との情報の共有・連携強化の場を継続実施。（地域支えあい円卓会議：1回） ○ 在宅医療介護連携多職種連携研修を3回開催。 ○ 「地域福祉をつなぐ会」として、虐待への取り組みなど情報共有及び意見交換を行い、介護事業者を中心とした交流会を実施した。	引き続き、多職種による情報共有及び意見交換の機会を設置する。 地域の福祉を下支えする福祉事業者の支援を行っていくため、地域の事業者への意見聴取を行う等、必要な支援体制の構築を検討する。
市民活動に関する相談件数	市民協働課、社協	51件/年	156件/年	320件/年	303件/年	100件/年	広報・市民活動団体ガイドブック、団体情報チラシ・団体イベントカレンダー等による市民活動の啓発及び団体訪問・相談支援等による団体の活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。にっしんわいわいフェスティバルの充実。	○ 広報に市民活動啓発特集記事（2回）を掲載した。にぎわい交流館（市民活動支援センター）に、市民活動団体ガイドブック、団体情報チラシ、団体イベントカレンダー等を設置した。研修等による職員の相談対応能力の向上を図った。 ○ 市民活動団体による公募提案型事業において、庁内から協働事業を募り、より必要性の高い事業の実施に努めた。 ○ 団体事務の支援、団体の会計に関する講座等、団体のニーズに応じた事業の充実を図った。 ○ にっしんわいわいフェスティバルにおいては、会場を市民会館に加え、スポーツセンターを追加し、前年度より多くの団体の出展、来場者の増加となり、市民・団体の交流が促進した。 ◎ ボランティア相談の他に、にぎわい交流館が開催したボランティアマッチングイベントに参加し、学生のボランティアのきっかけづくり等の相談に対応した。	広報、にぎわいNEWS等による市民活動の周知・啓発。相談支援等による団体活動支援の強化。市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業の充実。ESD推進基本方針と連動したにっしんわいわいフェスティバル実施による事業の充実。人材データベースを活用し、効率的なマッチングを行うとともに、ボランティア活動を希望する方に合った情報提供を行う。にぎわい交流館との情報共有を行い、一体的な支援体制の構築を目指す。
各種ボランティア養成講座受講者延人数	社協	265人/年	289人/年	340人/年	234人/年	300人/年	関連する養成講座を結びつけ、幅広い参加者と周知の拡大を目指し、講座の見直しを行う。	◎ 社協にて講座を開催した。（音訳ボランティア養成講座名、みみサボボランティア養成講座、ボランティアサタ養成講座、傾聴ボランティア養成講座、おたっしゅボランティア、精神保健福祉V養成講座） ○ また、市では近隣市町と協力し、手話奉仕員養成講座（5名）を行った。	多くの市民のボランティアのきっかけとなる養成講座を企画し、開催していく。

にっしん幸せまちづくりプランの実施状況

【4】地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
◎ 地域の人材情報の集約【新規】	地域福祉課、市民協働課、生涯学習課、社協	未実施	実施	実施	実施	実施	市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業を充実し、団体・人材の情報集約を図る。関係機関等と連携し、情報集約を図るとともに広く情報を提供する。まちかどネットワークに関しては、制度が活用されていないため、見直しを検討。ボランティアセンターでは、引き続き個人登録の推進を行う。	○ 市民活動推進事業、にぎわい交流館事業、にぎわい交流館登録団体等の相談支援等をととして、人材情報の把握、人材との連携作りを図った。にぎわい交流館（市民活動支援センター）と社会福祉協議会（ボランティアセンター）との交流を促進し、人材情報の集約、共有、活用を図った。 ○ 「生涯学習人材情報 まちかどネットワーク」にて、情報の集約及び集約した情報の提供を行った。また、登録情報の更新作業を実施した。 ◎ 団体及び個人のボランティア登録をすすめた。 ● にぎわい交流館と社協が定期的に情報共有し、情報の共有を図った。	市民活動推進事業及びにぎわい交流館事業を充実し、人材情報の集約を図る。関係機関等と連携し、人材情報の集約を図る。 「生涯学習人材情報 まちかどネットワーク」が有効に活用されるよう、周知方法等を検討。 ボランティアセンターでは、引き続き個人登録の推進を行う。
助成金等の情報の集約【新規】	地域福祉課、社協	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	外部の助成金も含めた取りまとめを行うなど、情報の提供方法について検討する。	◎ 赤い羽根共同募金関連の助成金情報を関係団体（NPO、任意団体）へ提供したが、情報の集約はまだできていない。	外部の助成金情報を募集期間等も含めて集約し、ホームページへ掲載できるように検討する。
空家等の情報集約【新規】	地域福祉課、都市計画課、社協	未実施	実施	実施	実施	実施	空家等所有者に対して意向調査等を行い、空家バンクの登録物件を掘り起こし、必要に応じて情報提供等行っていく。	○ 空家バンクの登録物件がないため、情報提供等を行うことができなかった。	空家バンクの登録物件の掘り起こしのため、制度周知ポスターを作成する等、引き続き各種周知活動を展開していく。
◎ 福祉有償運送実施事業者数	地域福祉課、社協	1事業者	1事業者	3事業者	3事業者	3事業者	事業継続にかかる課題抽出を行う。	○ 2事業者に対して事業更新申請を検討し、円滑な事業運営に向けた助言や、関係機関への周知を併せて行った。	安定した事業継続に向けて、運営支援を行う。

【5】つどいの場の創設支援

成果指標名	主な関係部署等	初期値(H26)	H27年度	H28年度	現状値(H29)	目標値(H31)	平成29年度実施方針	平成29年度実績 (○市の実績、◎社協の実績、●市と社協の実績)	平成30年度実施方針
◎ つどいの場の開設	地域福祉課、社協	22カ所	48ヶ所	55ヶ所	61ヶ所	50カ所	「つどいの場」の開設や拡充を支援。	● 市民による「つどいの場」新規立ち上げや運営を支援するため、運営団体へ事業内容に応じた補助金を交付した。 ● ほっとカフェ1か所新設（梨の木） ◎ 赤い羽根共同募金配分金を財源に、つどいの場に対して公開プレゼンテーションにて審査会を行う助成事業を新規で実施し、新たなつどいの場が4か所新設。 〔ぷらっとホーム 6カ所、ほっとカフェ 19カ所、ふれあい・いきいきサロン 13カ所、体操スポット 17カ所、その他団体 6カ所〕 運営助成金交付：8団体、403,380円（予定） プレゼン助成金交付：5団体、296,730円	引き続き、「つどいの場」の開設・拡充・運営の支援をしていく。